

令和5年度

業務関係標準積算基準

鳥取県県土整備部

業務関係標準積算基準の留意事項等について

この業務関係標準積算基準を適用するにあたっての留意事項等を以下に示す。

1. 留意事項

業務関係標準積算基準は、標準基準及び独自基準で構成される。

標準基準は、国等の基準であり、独自基準は、鳥取県独自で定めた基準である。

2. 標準基準

主な標準基準は、以下のとおり

- ・国土交通省設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和5年度
発行：一般財団法人経済調査会
掲載：国土交通省ホームページ
- ・用地調査等業務費積算基準(R4.3.4 改正)
掲載：国土交通省中国地方整備局用地部ホームページ

その他、公的機関が発行している積算基準を必要に応じて適用するものとする。

3. 特記事項

鳥取県業務関係標準積算基準を適用するにあたって、標準基準を以下のとおり読み替えるものとする。

標準基準記載事項	読替（鳥取県事項）	備考
測量成果電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
土木設計業務等の電子納品要領	電子納品・情報共有システムガイドライン	
共通仕様書	鳥取県共通仕様書	条項についても読替
用地調査等業務共通仕様書	鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書	
国土交通省直轄	鳥取県	
中国地方整備局の所掌する国の直轄事業（官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。	鳥取県	

国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	
国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書	鳥取県業務関係標準積算基準	

総則

[標準基準]

なし（設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編 総則 は適用しない。）

[独自基準]

第1章 総則

第2章 積算基準

第1章 総則

第1節 用語の定義

積算基準：適用範囲，業務費構成，構成費目の内容，積算方法等，積算に係わる基準を定めたもの。

標準歩掛：単位作業量，業務に必要な技術者等の職種，人員数，材料の種類・使用量，機械の機種・規格・運転時間，各種条件に対する補正方法等を定めたもの。適用範囲：標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。

作業区分：各作業における作業内容を整理したもの。

参考資料：積算基準，標準歩掛の統一的な運用を図るために，歩掛の運用方法，数量の算出方法，業務のフロー図，積算例等をまとめたもの。

フロー図：業務の流れ，区分・項目，関連事項との対比を整理した図。

積算例：標準歩掛において，各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。

物価資料：「建設物価」，「積算資料」をいう。

第2節 設計等における数値の扱い

2-1 設計単価等の扱い

設計に使用する価格は，原則として，予定価格算出時における市場価格とし，消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については，次式により求めた価格とする。

(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率) なお，算出された価格に端数が生じる場合は，1円単位(1円未満切捨て)とする。設計価格は，標準歩掛による単価，市場単価，特別調査による単価，見積もり等をもとに，実勢の価格を反映するものとする。

2-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合，補正係数を乗じた設計数量は，小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお，運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。

(2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は，1円単位(1円未満切捨て)とする。

(3) 物価資料を用いる単価

単価の決定は，物価資料に掲載されている実勢価格を決定額とする。また，建設物価掲載価格を優先とし，建設物価に記載がない場合は，積算資料掲載価格とする。なお，適用時期は毎月とする。

(4) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は，小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

(5) 金額

各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切捨て)とする。

(6) 雑品(地質調査業務についてのみ)

雑品は，個々の歩掛に示された割合を計上することとし，1円単位(1円未満切捨て)とする。

(7) 単価表の合計金額

1) 設計業務等

原則として，端数処理は行わない。

2) 測量業務及び地質調査業務

(8) 単位数量当り単価の場合，有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。

(9) 内訳書の合計金額

原則として，端数処理は行わない。

(10) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数($\alpha / (1 - \alpha)$)などの端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

(11) 業務価格

業務価格は，1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切捨て)するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。

2-3 設計表示単位

- (1) 設計表示単位の取扱い
 - 1) 設計表示単位及び数位は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。
 - 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
 - 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
 - 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
 - 5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
 - 6) 契約数量は設計計上数量とする。
 - 7) 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
 - 8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

(2) 設計表示単位一覧

項目	工種	種別	細別	積算表示		契約表示		備考	
				単位	数値	単位	数値		
測量業務	基準点測量	1～4級基準点測量	1～4級基準点測量	点	1	点	1		
			基準点設置	点	1	点	1		
	水準測量	1～4級水準測量 (レベル等による)	1～4級水準測量観測 (レベル等による)	km	1	km	1	100km未滿は 0.1km	
			水準点設置	点	1	点	1		
	現地測量	現地測量		km ²	0.001	km ²	0.001		
	空中写真測量	撮影			km ²	1	km ²	1	
			撮影計画		km ²	1			
			総運航		時間	1			
			撮影		時間	1			
			滞留		日	1			
			GNSS/IMU計算		枚	1			
			数値写真作成		枚	1			
		標定点	対空標識の設置		点	1	点	1	
			標定点測量		点	1	点	1	
			簡易水準測量		km	1	km	1	100km未滿は
	同時調整	同時調整		km ²	1	km ²	1		
	図化	数値図化 (地図情報レベル 1,000)			km ²	0.01	km ²	0.01	地図情報レベル 2,500は0.1km ²
			作業計画		km ²	0.01			
			現地調査		km ²	0.01			
			数値図化		km ²	0.01			
			数値編集		km ²	0.01			
			補測編集		km ²	0.01			
			数値地形図データファイルの		km ²	0.01			
	航空レーザ測量	航空レーザ測量 (地図情報レベル 1,000)			km ²	0.01	km ²	0.01	
			全体計画		km ²	0.01			
			計測計画		km ²	0.01			
			総運航		時間	1			
			計測		時間	1			
			滞留		日	1			
			調整用基準点の設置		箇所	1			
			三次元計測データ及びオリジナルデータ作成		km ²	0.01			
			グラウンドデータ作成		km ²	0.01			
			グリッド(標高)データ作成		km ²	0.01			
等高線データ作成				km ²	0.01				
数値地形図データファイルの				km ²	0.01				
応用測量			路線測量	現地踏査		km	0.01	式	1
	伐採			km	0.01	式	1		
	線形決定(条件点の観測)			点	1	点	1		
	線形決定			km	0.01	km	0.01		
	IP設置			km	0.01	km	0.01		
	中心線測量			km	0.01	km	0.01		
	仮BM設置測量			km	0.01	km	0.01		
	縦断測量			km	0.01	km	0.01		
	横断測量			km	0.01	km	0.01		
	詳細測量(縦断測量)			km	0.01	km	0.01		
	詳細測量(横断測量)			km	0.01	km	0.01		
	用地幅杭設置測量			km	0.1	km	0.1	1km未滿は0.01km	
	河川測量	現地踏査		km	0.1	式	1		
		距離標設置測量		点	1	点	1		
		水準基標測量		km	0.1	km	0.1		
		河川定期縦断測量		km	0.1	km	0.1		
		河川定期横断測量		本	1	本	1		
		河川定期横断測量複写		断面	1	断面	1		
		法線測量		km	0.1	km	0.1		

項目	工種	種別	細別	積算表示		契約表示		備考	
				単位	数値	単位	数値		
測量業務	応用測量	ダム・貯水池深浅測量		測線	1	測線	1		
		河川深浅測量		測線	1	測線	1		
		海岸深浅測量		測線	1	測線	1		
	用地測量	資料調査	公図等の転写		m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未滿は10m ²
			地積測量図転写		m ²	100	m ²	100	
			土地登記簿調査		m ²	100	m ²	100	
			建物登記簿調査		戸	1	戸	1	
			権利者確認調査(当初)		m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未滿は10m ²
			権利者確認調査(追跡)		人	1	人	1	
			公図等転写連続図作成		m ²	100	m ²	100	
		境界確認	復元測量		m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未滿は10m ²
			境界確認		m ²	100	m ²	100	
			土地境界立会確認書作成		m ²	100	m ²	100	
		境界測量	補助基準点の設置		m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未滿は10m ²
			境界測量		m ²	100	m ²	100	
			用地境界仮杭設置		m ²	100	m ²	100	
			用地境界杭設置		本	1	本	1	
		境界点間測量	境界点間測量		m ²	100	m ²	100	1,000m ² 未滿は10m ²
		面積計算	面積計算		m ²	100	m ²	100	
		用地実測図原図等の作成	用地実測図原図作成		m ²	100	m ²	100	
	用地現況測量(建物等)			m ²	100	m ²	100		
	用地平面図作成			m ²	100	m ²	100		
	土地調書作成			m ²	100	m ²	100		
公共用地境界確定協議	現況実測平面図作成		m ²	100	m ²	100			
	横断面図作成		km	0.01	km	0.01			
	依頼書作成		km	0.01	km	0.01			
	協議書作成		km	0.01	km	0.01			
地質調査業務	機械ボーリング	土質ボーリング		m	0.1	m	0.1		
		岩盤ボーリング		m	0.1	m	0.1		
	サンプリング	固定ピストン式シンウォールサンプラー(シンウォールサンプリング)		本	1	本	1		
		ロータリー式二重管サンプラー(デニソンサンプリング)		本	1	本	1		
		ロータリー式三重管サンプラー(トリプルサンプリング)		本	1	本	1		
	サウンディング及び原位置試験	標準貫入試験		回	1	回	1		
		孔内載荷試験(プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験)		回	1	回	1		
		スウェーデン式サウンディング		m	0.1	m	0.1		
		オランダ式二重管コーン貫入		m	0.1	m	0.1		
		ポータブル貫入試験		m	0.1	m	0.1		
		現場透水試験		回	1	回	1		
	間接調査費	運搬費(現場内小運搬)	式		式	1	式	1	
			人肩運搬		t	0.1	式	1	
			特装车運搬(クローラ運搬)		t	0.1	式	1	
			モノレール運搬		t	0.1	式	1	
			索道(ケーブルクレーン)運搬		t	0.1	式	1	
	仮設費	足場仮設		箇所	1	式	1		
設計業務	道路設計	道路概略設計		km	0.1	km	0.1		
		道路予備・詳細設計		km	0.01	km	0.01		

第2章 積算基準

1-1 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量業務に係る技術者

職種区分定義

- [1]測量主任技師 : 測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- [2]測量技師 : 測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- [3]測量技師補 : 上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- [4]測量助手 : 測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- [5]測量補助員 : 測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- [6]操縦士 : 測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- [7]整備士 : 一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- [8]撮影士 : 測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- [9]撮影助手 : 撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。[10]測量船舶操縦士 : 水面(海面及び内水面)における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

(2) 地質調査業務に係る技術者

職種区分定義

- [1]地質調査技師 : 高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
- [2]主任地質調査員 : 高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の、現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- [3]地質調査員 : ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

(3) 土木設計業務等に係る技術者

職種区分定義

- [1]主任技術者 : 先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- [2]理事・技師長 : 複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- [3]主任技師 : 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
- [4]技師(A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型業務を担当する。
- [5]技師(B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- [6]技師(C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- [7]技術員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されてる定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件による業務遂行への影響が小さい業務

非定型業務

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・計画から設計まで一貫した業務

1-2 履行期間の算定

(1) 不稼働係数(測量業務、地質調査業務に適用)

不稼働係数は、不稼働日(土曜・日曜の休日、祝日、各地域の降雨日数、その他特殊条件)を基に算出した係数である。業務に必要な日数に係数をかけることで不稼働日を含んだ日数を算定することができる。

1) 外業の不稼働係数

外業の不稼働係数は、土木工事で定められたものを準用する。

2) 内業の不稼働係数

内業の不稼働係数は、下記の値とする。

不稼働係数(内業)：1.5

(2) 測量業務の履行期間

履行期間の算定は次式を参考に決定する。ただし、空中写真測量の撮影運航時間及び航空レーザ測量の計測運航時間、滞留日数については別途加算するものとする。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。

また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

履行期間=必要内業日数(W1)×不稼働係数(内業)+必要外業日数(W2)×不稼働係数(外業)

+成果検定日数×不稼働係数(内業)+その他1)必要内外業日数(Wi)の算出

1) 必要内外業日数(Wi)の算出

$$W_i = \left[\frac{\text{標準作業量における技術者別内(外)業所要日数の最大値}}{\text{標準作業量}} \times \text{変化率} \right] \times \text{設計作業量}$$

2) 不稼働係数

不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。

3) 成果検定日数

成果検定日数は、測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数とする。

4) その他

ア 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。

年末年始……………12/29～1/3 6日間

夏期休暇……………8/14～8/16 3日間

イ その他業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。

(3) 地質調査業務の履行期間

地質調査業務の履行期間の算定は次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は小数第1位以下切り上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \text{必要内業日数}(W1) \times \text{不稼働係数(内業)} + \text{必要外業日数}(W2) \times \text{不稼働係数(外業)} \\ + \text{準備・跡片付け(外業)} + \text{打合せ協議日数} + \text{その他}$$

1) 必要内業日数(W1)の算出

地質調査業務の内業については、1業務当り20日を標準とする。

2) 必要外業日数(W2)の算出

$$W2 = Wa + Wb + Wc + Wd$$

(a) 機械ボーリング

$$Wa = \Sigma \left(\frac{1 \text{ 箇所当りボーリング長}}{1 \text{ 日当り標準能率}} \right)$$

(b) サンプリング

$$Wb = \Sigma \left(\frac{\text{試料数}}{1 \text{ 日当り作業量}} \right)$$

(c) サウンディング及び原位置試験

$$Wc = \Sigma \left(\frac{\text{設計作業量}}{1 \text{ 日当り作業量}} \right)$$

(d) 足場据付・解体日数

$$Wd = \text{必要箇所} / 1 \text{ 日当り作業量}$$

3) 不稼働係数

不稼働係数は、外業、内業それぞれの係数を用いるものとする。

4) 準備・跡片付け(外業)

準備・跡片付け日数については、10日程度を標準とする。

5) その他

(a) 必要内外業期間内に、下記の期間が含まれる場合はその日数を加算するものとする。

年末年始……………12/29～1/3 6日間

夏期休暇……………8/14～8/16 3日間

(b) その他の業務履行上必要な日数については別途加算するものとする。

(4) 土木設計業務等の履行期間

土木設計業務等の履行期間の算定は下記の表を参考に決定する。

(単位：日)

工種	業務価格が3千万円未満の場合	業務価格が3千万円以上の場合
[1]道路橋設計等 [2]道路設計等 [3]道路計画等 [4]トンネル及びトンネル設備の調査・設計等 [5]河川構造物の調査・設計等	$Y1=0.04X+60$	$Y2=0.01X+150$
[6]河川の調査・計画等	$Y3=1.3(0.04X+60)$	$Y4=1.3(0.01X+150)$
[7]砂防関連の調査・計画・設計	$Y5=1.4(0.04X+60)$	$Y6=1.4(0.01X+150)$

(注)1. Xは業務価格(単位：万円)とする。

2. 5千万円を超える場合またはプロポーザル方式による業務など上表によりがたい場合は以下(5)に掲げる表を参考にするなど別途考慮するものとする。
3. 河川協議、警察協議、地元協議等が必要な場合はその期間を別途加算する。
4. 測量、地質調査、地下埋設物調査、交通量調査等を含む場合は、その期間を別途加算する。
5. 履行期間内に下記の年末年始、夏期休暇が含まれる場合は、その日数を別途加算する。
 年末年始……………12/29～1/3 6日間
 夏期休暇……………8/14～8/16 3日間
6. 準備、電子成果品作成及び設計歩掛りに含まれる現地踏査、照査に要する期間を含んでいる。
(成果品納品時の照査は約20日分(赤黄チェックも含む))
7. 同一設計業務等に各工種が混在する場合は、その支配的な工種の履行期間の算定式を用いるものとする。支配的な工種とは、直接人件費の最も大きい工種とする。
8. 履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切り上げるものとする。
9. 業務内容に変更等があった場合は、履行期間についても変更内容等を勘案し見直すことができるものとする。

(5) 調査・計画業務の履行期間

調査・計画業務においては、業務の規模に応じて原則として下表に示す履行期間を最低限確保するものとする。(ただし、上記(4)に該当するものは除く)

業務価格	履行期間
1,000万未満	3か月程度
1,000万円以上2,000万円未満	4か月程度
2,000万円以上3,000万円未満	5か月程度
3,000万円以上	6か月程度

1-3 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、1-3-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-3-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、1-3-1、1-3-2によりがたい場合は、1-3-3を適用する。

1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)

(1) 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費(地質調査業務においては直接調査費)に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.56%	230
地質調査業務	直接調査費の2.14%	1,206
土木設計業務	直接人件費の0.63%	244
調査、計画業務	直接人件費の1.49%	597

(注)1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)にかかる費用を含んでいる。

3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用を含んでいる。

1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合)

(1) 旅費の率を用いた積算

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務の直接人件費(地質調査業務においては直接調査費)に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

(注)1. 測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車(ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

2. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)にかかる費用を含んでいる。

3. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用を含んでいる。

(2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」については、各業務に対して定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数および滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。

なお、適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。

設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め1-3-3を適用する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	日当・宿泊料(千円)
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

X：延べ宿泊日数および滞在日数(休日補正日数は除く)

(3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記(1)、(2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算

(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分

1)通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。

なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。

現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。

地質調査業務、土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費

1日当り単価表

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×Ch
損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料
//	//	日	1			供用日当り損料

連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。

また、高速道路等の料金は別途計上すること。

2)空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。

3)往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

4)上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、職員の旅費に関する条例(昭和45年7月15日鳥取県条例第48号)によるものとする。

なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

(2) 旅費交通費の扱い

1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。

2) 鉄道運賃等

2)-1 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。

2)-2 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。

2)-3 特急料金等については、下記により計上するものとする。

(a)特急列車を運行している区間については、片道100km以上(乗車可能区間)であれば、特急料金を計上する。

(b)急行列車を運行している区間については、片道50km以上(乗車可能区間)であれば、急行料金を計上する。

3) 宿泊料

宿泊料は5)の表中の金額を計上する。

積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。

4) 日当

日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、5)のとおりとする。

5) 宿泊料・日当(日額・円)

宿泊料		日当
宿泊7日未満	宿泊7日以上	
7,454	4,609	1,000

(注)表中の金額については税抜き価格を記載している。

(3) 旅費交通費の構成

旅費交通費=日当×必要日数+交通費+宿泊料×必要日数

(注)往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

(4) 旅費交通費等の積算例(滞在時)

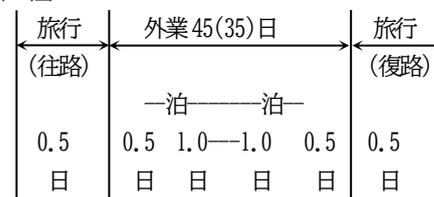
1) 積算条件

業務内容：測量業務

積算上の基地～現地までの距離：210km

職種区分	編成 (人)	外業延 所要日数	宿泊日数
測量技師	1	35	35
測量技師補	1	45	45
測量助手	2	45	45

(工程)



移動日数 0.5日+0.5日=1.0日
(往路)(復路)

2) 交通費

鉄道運賃(片道) 普通運賃 3,750円×100/110 =3,409円

特急料金 2,730円×100/110 =2,481円

計 5,890円

3) 旅費交通費

	日当	日数	交通費	往復	宿泊料	日数	宿泊料	日数
測量技師	=1,000	×2	+5,890	×2	+7,454	×6	+4,609	×29
測量技師補	=1,000	×2	+5,890	×2	+7,454	×6	+4,609	×39
測量助手	=1,000	×2	+5,890	×2	+7,454	×6	+4,609	×39

旅費交通費計=192,165+238,255+238,255×2=906,930円

4) 往復旅行時間にかかる直接人件費(参考：令和5年度設計業務委託等技術者単価)

基準日額 移動日数

測量技師 =44,000 ×1 =44,000円

測量技師補=34,300 ×1 =34,300円

測量助手 =32,200 ×1 =32,200円

往復旅行時間にかかる直接人件費計=44,000+34,300+32,200×2=142,700円

(5) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定

宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。

$$D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \text{ (土曜、日曜を休日とする場合)}$$

ただし、 $[\]$ 内については、小数点以下を切捨て整数とする。

$$S_i = D_i \times (\text{技術者別編成人員})$$

C_i : 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

D_i : 補正された外業所要日数

S_i : 補正された外業延日数

I : 測量技術者, 地質技術者, 設計技術者

【計算例】

2級基準点測量新点10点, 基準点設置新点10点地上埋設(上面舗装)

区分 i	現行外 業所要 日数 C_i	休日補正日数 $[(C_i - 1) / 5] \times 2$	補正後 外業所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延日数 S_i	備考
測量技師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測
測量技師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置
	4.0	0	4.0	3	12.0	観測
測量補助 員	2.0	0	2.0	1	2.0	伐採
	3.5	0	3.5	3	10.5	観測
	6.0	2	8.0	2	16.0	設置

※測量技師補の外業編成人員は、観測のみ異なるため分離して算出している。また、測量補助員の外業編成人員は、伐採, 観測, 設置で異なるため分離して算出している。したがって、補正後延日数については、測量技師延日数22.5日, 測量技師補34.5日, 測量補助員28.5日となる。

1-4 打合せ

打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(○人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。

ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途計上するものとする。

1-5 技術者単価

直接人件費の基準日額(技術者単価)は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

1-6 技術者基準日額時間外手当の算出

割増賃金の計上が必要な場合の技術者基準日額(割増賃金を含む総額)の計算例

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{所定内労働に対する技術者基準日額} + \text{割増賃金} \\ &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数} \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

(注)1. 「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」(割増賃金の基礎となる賃金)の割合である。

2. 割増係数(時間外)=1.25(通常時間帯以外)
割増係数(深夜)=0.25(午後10:00～翌日午前5:00)

(1) 時間外

- 1) 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(時間外)} \times 2 \text{時間} \end{aligned}$$

- 2) 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

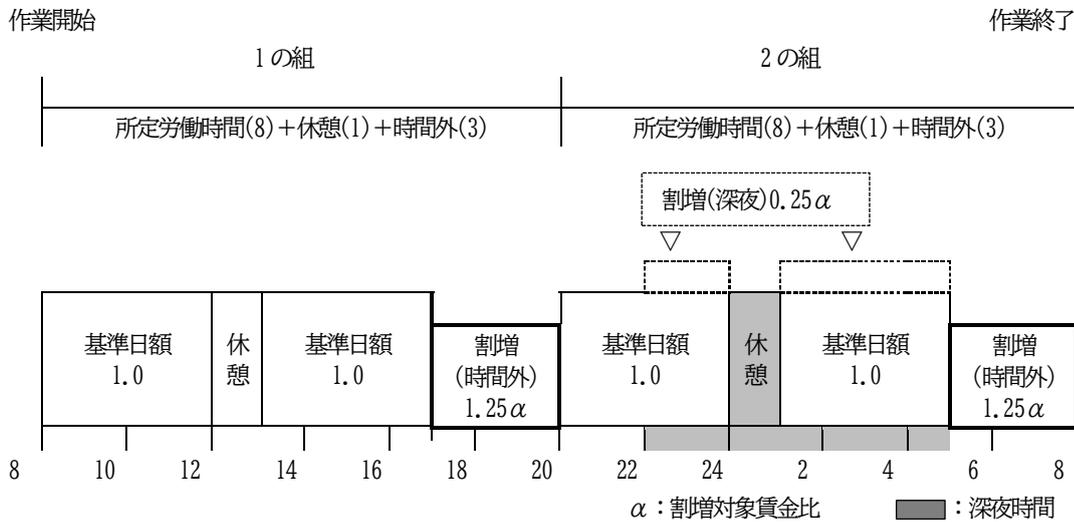
$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(時間外)} \times 4 \text{時間} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \\ &\quad \times 1/8 \times \text{割増係数(深夜)} \times 2 \text{時間} \end{aligned}$$

- 3) 24時間2交替制の場合

1の組：技術者基準日額(総額) = 技術者基準日額 + 技術者基準日額 × 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数(時間外) × 3時間

2の組：技術者基準日額(総額) = 技術者基準日額 + 技術者基準日額 × 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数(深夜) × 6時間 + 技術者基準日額 × 割増対象賃金比 × 1/8 × 割増係数(時間外) × 3時間

技術者基準日額(総額)としては、「1の組」と「2の組」の平均値を使用する。



(2) その他

割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費(機械経費、通信運搬費等、材料費)の対象としない。但し、水文観測業務の内、流量観測業務の高水流量観測の外業作業については、割増賃金部も経費(精度管理費含む)の対象とする。

1-7 精度管理費係数の適用

精度管理費係数は、測量作業種別毎に適用することを原則とする。但し、空中写真測量における空中三角測量を使用する場合は、同時に使用する数値図化における同一縮尺の係数を適用するものとする。

1-8 諸経費率等の扱い

1-8-1 諸経費率等の適用

- (1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。
- (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。(他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。)例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。

1-8-2 近接して発注する場合

測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。

1-9 設計変更の積算方法

設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{業務価格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$$

$$\begin{array}{l} \text{変更業務費} \\ \text{(変更業務委託料)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{業務価格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (注)1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を除いた額とする。
3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
- ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 - ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

第1編 測量業務

[標準基準]

設計業務等標準積算基準書 及び 設計業務等標準積算基準書（参考資料）による。

[独自基準]

なし

第2編 地質調査業務

[標準基準]

設計業務等標準積算基準書 及び 設計業務等標準積算基準書（参考資料）による。

[独自基準]

なし

第3編 土木設計業務

[標準基準]

設計業務等標準積算基準書 及び 設計業務等標準積算基準書（参考資料）による。

[独自基準]

なし

第4編 調査、計画業務

[標準基準]

設計業務等標準積算基準書 及び 設計業務等標準積算基準書（参考資料）による。

[独自基準]

なし

第5編 用地調査等業務

[標準基準]

用地調査等業務費積算基準 による。

[独自基準]

第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

(2) 直接経費

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

注2 旅費交通費の上限を230千円とする。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

注2 旅費交通費の上限を230千円とする。

7 設計等における数値の扱い

(2) 端数処理等の方法

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として1,000円単位とする。1,000円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（1,000円単位で切捨て）するものとする。